

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：阿久根市長、阿久根市教育委員会、阿久根市議会議長、阿久根市農業委員会、阿久根市監査委員、阿久根市選挙管理委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.5%
全職員	80.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	103.2%
本庁課長補佐相当職	92.6%
本庁係長相当職	103.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	108.7%
31～35年	95.2%
26～30年	93.2%
21～25年	97.6%
16～20年	93.9%
11～15年	84.2%
6～10年	90.4%
1～5年	86.3%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、女性職員に比べ、男性職員の方が扶養手当を受給している比率が高いことなどから、男女間の給与の差異の要因になっている。
- ・職員区分ごとの職員数に対する女性職員数の比率（％）
 - 任期に定めのない常勤職員 28.1%
 - 任期に定めのない常勤職員以外の職員 58.3%
- ・本庁部局長・次長相当職区分には対象職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
* 女性職員数の比率は、年度途中の異動等を考慮し、各月の職員数の平均によって算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	15.0%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	15.0%
本庁課長補佐相当職	20.0%
本庁係長相当職	35.3%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在
- ・ 本庁部局長・次長相当職区分には対象職員がいないため記載なし。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	60.0%
女性	－

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 常勤職員

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	－	－	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	－	－	0.0%
2週間以上1月以下	83.3%	－	－	0.0%
1月超3月以下	0.0%	－	－	0.0%
3月超6月以下	0.0%	－	－	0.0%
6月超9月以下	16.7%	－	－	100.0%
9月超12月以下	0.0%	－	－	0.0%
12月超24月以下	0.0%	－	－	0.0%
24月超	0.0%	－	－	0.0%

【説明欄】

・常勤職員の女性及び会計年度任用職員の男性については、取得対象者がいなかったため記載なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
5.8時間／月

【説明欄】